

# 令和4年度第1回宮城県障害者施策推進協議会議事録

## 1 日時

令和4年11月2日（水）午後2時から午後4時20分まで

## 2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール2

## 3 出席者

### (1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（15名出席）

### (2) 事務局

教育庁特別支援教育課	村田総括課長補佐
経済商工観光部雇用対策課	中野雇用推進専門監
保健福祉部障害福祉課	大森参事兼課長、澤口総括課長補佐、 松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	片桐課長補佐（班長）、森主任主査、首藤主事
地域生活支援班	鎌田課長補佐（班長）
施設支援班	瀬川課長補佐（班長）
運営指導班	高橋課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	橋本室長、早坂技術副参事兼総括室長補佐
発達障害・療育支援班	菊地室長補佐（班長）

## 4 議事要旨

### (1) 開会

#### (事務局・澤口総括課長補佐)

- それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度第1回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部障害福祉課長の大森より、挨拶を申し上げます。

#### (大森保健福祉部障害福祉課長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部障害福祉課長の大森でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日

頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

- さて、本日は、お手元の次第にありますとおり、報告事項としては3件ほど、「宮城県障害福祉計画の進捗状況」、「障害を理由とする差別の相談事例」、そして「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」についてご報告をさせていただきます。
- 続いて、本日議題として準備しておりますのが、「みやぎ障害者プランの改定について」でございます。
- みやぎ障害者プランにつきましては、平成30年度から令和5年度まで、来年度までの6か年を計画期間としておりまして、令和6年度以降を計画期間とする次期みやぎ障害者プランの骨子案及び障害当事者を対象として実施するアンケート調査項目等について御審議をいただくものでございます。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**(事務局・澤口総括課長補佐)**

- 本日は、会場14名、オンライン1名の計15名の委員の方々に御出席をいただいておりますが、人事異動の関係から、新たに御就任をいただきました委員の方々を御紹介させていただきます。
- 宮城県精神保健福祉協会 みやぎ心のケアセンター 保健師の岡本咲子様です。
- 宮城障害者職業センター所長の佐藤幸男様です。
- 宮城県特別支援学校長会 宮城県立聴覚支援学校校長の樋口美穂様です。
- また、本日所用のため欠席しておりますが、宮城県町村会 美里町長の相澤清一様、宮城県商工会連合会専務理事の稲妻敏行様、宮城県市長会 角田市長の黒須貫様、宮城労働局職業安定部職業対策課長の本田聡一郎様にも委員をお願いしております。
- 皆様どうぞよろしくお願いいたします。
- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを報告させていただきます。
- それでは、以後の議事進行につきましては阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしくお願いいたします。

**(阿部会長)**

- 会長を務めさせていただきます阿部でございます。どうかよろしくお願いいたします。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。
- 今回は、次第のとおり、まず報告事項として3点、「宮城県障害福祉計画の進捗

状況」について、「障害を理由とする差別の相談事例」について、そして「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」について、ご報告をそれぞれいただくことになっております。

- 報告事項の後、議事として「みやぎ障害者プランの改定」に向け、次期みやぎ障害者プランの骨子案と、障害当事者を対象としたアンケート調査の内容について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、本日も円滑な議事進行に御力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、報告事項（１）の「宮城県障害福祉計画の進捗状況」と報告事項（２）の「障害を理由とする差別」の相談事例、（３）の「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」について事務局から一括して説明をお願いいたします。

## （２）報告事項

### ①事務局説明

#### （事務局・大森参事兼課長）

- それでは私の方から（１）と（２）の報告をさせていただきたいと思えます。
- 報告事項の（１）「宮城県障害福祉計画の進捗状況」について、資料１に基づき、ご説明させていただきます。
- 第６期宮城県障害福祉計画は、令和３年度から来年度までの３か年を計画期間としておまして、今回は、その初年度になります令和３年度末時点での進捗状況についてご報告をいたします。
- 資料１の先頭、「概要版」をご覧ください。この概要版は、成果目標の達成状況の一覧と、令和４年３月における障害福祉サービス等の利用者数の実績を記載しているところがございます。
- まず、「成果目標の達成状況」についてご説明させていただきます。福祉施設の入所者の地域生活への移行については、令和２年度から令和５年度末までの地域生活移行者数を累計で１１３人にするという目標がございます。これに対して、令和２年度と令和３年度の合計で、現在３５人となっております。
- 次に、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでございますが、６期計画から新設された精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数が、目標値の３１６日に対して３０３日となっております。
- 次に、長期在院者数については、全体で２，７６７人、６５歳以上が１，９０１人、６５歳未満が８６６人と令和２年度から減少傾向にありますので、引き続き、地域生活への移行の推進に取り組んでまいります。
- なお、入院後３か月、６か月、１年時点の退院率については、厚生労働省の全国調査である精神保健福祉資料が令和元年度分以降、公表されていないことから、

実績は未公表とさせていただきます。

- 次に、地域生活支援拠点等の整備については、4圏域・25市町村で整備済みとなっており、その拠点の運用状況につきましては、宮城県障害者自立支援協議会において、その検証・検討を行いました。
- 次に、福祉施設から一般就労への移行等の実績については、令和3年度時点の達成率が80%台の項目が多いという状況になっております。令和5年度までの目標達成に向けて、引き続き、取組を進めてまいります。
- 次に、障害児に対するサービス等の提供体制の確保についてでございますが、児童発達支援センターの設置に関しては、5圏域・18市町村で設置済み、保育所等訪問支援事業所は25市町村で利用可能となっております。
- 一つ飛んで、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所につきましては、5圏域・16市町村で設置済み、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は6圏域・20市町村で設置済みとなっております。
- 一つ戻りまして、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保については、現時点で体制確保には至っていませんが、今年度中に、整備に向けた検討会を立ち上げる予定としており、目標でございます令和5年度末までの体制確保を目指してまいります。
- 次に、医療的ケア児支援の協議の場については、市町村ごとの協議の場は25市町村で、圏域ごとの協議の場は2圏域で設置されており、県の協議の場は設置済みとなっております。
- また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、10市町村で配置されており、圏域ごとのコーディネーターを配置している圏域はございません。県のコーディネーターは、今年7月に開所しました「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」に配置しております。
- 最後に、相談支援体制の充実・強化については、体制確保済み市町村が28となっております。
- 続いて、「障害福祉サービス等の利用者数」についてご説明させていただきます。
- 単純な利用者数の比較になっておりますが、最も利用者が多いのは就労継続支援B型の5,853人となっており、生活介護の4,801人、放課後等デイサービスの3,887人と続いております。
- 資料1の2ページ以降は「全体版」となっておりまして、その中の19ページ以降でサービスごとの詳細を示しております。
- 全体的に、令和2年度よりも利用者が増えているサービスが多くなっているところでございます。
- 昨年度から、この新たな6期計画に基づいた取組を進めているところであり、本日が6期計画の実績を総合的にとりまとめて皆様にご報告する最初の機会と

なりました。それぞれの進捗を踏まえ、引き続き、関係機関とも連携して、令和5年度末の目標達成に向けて、各事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

- この件については、以上となります。
- 続いて、報告の(2)「障害を理由とする差別の相談事例」について、資料2に基づき、ご説明させていただきます。
- 1ページをご覧ください。県では、「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を令和3年4月に施行しております。差別解消のための体制整備として、令和3年4月から、宮城県障害者差別相談センターを設置し、これは権利擁護センターに、2枚看板の形で、設置したものになりますが、障害を理由とする差別について、ご本人やご家族等からの相談を受付・対応をしているところでございます。
- 今回は、前回の令和3年11月に開催された本協議会での報告以降、県に寄せられた、障害を理由とする差別に関する相談について、主な事例を3件、ご報告させていただきます。
- なお、相談実績につきましては、令和3年度が14件、令和4年度は9月末現在で8件となっております。
- まず1件目は、令和4年4月に障害者差別相談センターに寄せられた相談事例となります。内容は、障害のある方がアパートを借りようと申込をし、その後、障害があることを不動産会社に伝えると、「審査が通らなかった」と連絡があったことについて、障害者差別を感じた。というものです。
- 相談者が、ご本人が利用する事業所の方であったため、不動産会社への聴き取りについて、ご本人のご希望を確認してほしいと相談者に伝えております。
- その後、その確認の結果として追加のご連絡はないという状況になっております。
- 続きまして、2ページをお開きいただきまして、2件目の内容は、タクシーに乗車するため、相談者がタクシーのそばまで行き、タクシー運転手から酸素ボンベが見えた途端、これまで、「空車」表示にし、ハザードを付けて待っていたタクシーが、「満車」表示に変えて行ってしまった。というものです。
- タクシー会社に、相談内容の聴き取りをしたところ、そのタクシーは乗客をその場で降ろし、会計処理のためそのまま停車していたところで、ドライバーも酸素ボンベを持っている事は認識していたが、「予約」を受けたため、「満車」表示に切り替えて、その場を出発した。というものでした。相談者には、聴き取りの結果をご報告したところでございます。
- 3件目の内容は、県宛てに助言・あっせんの申立書の提出があったというものでございます。申立者が、県内の公共施設を訪れた際に、過呼吸で倒れた後、落

ち着くまで椅子で休み、バスの発車時刻になったので、帰ろうとすると、帰らないようカフェの女性に言われ、仕方なく椅子に座っていた。その後、カフェと公共施設の責任者が110番通報し警察官が来た。公共施設責任者の通報内容等から、自殺未遂で強制的に精神科閉鎖病棟に医療保護入院になるようだった。という内容のものでございました。

- 求める助言・あっせんの内容につきましては、指定管理者に発達障害者や身体障害者に対する理解を深めてほしい。ということと、安易に統合失調症による妄想や自殺行為だと誤解をし、110番通報し、強制的に入院させる処置を行わないでほしい、というものでございました。
- 公共施設に、申立内容の聴き取りをしたところ、相談者が椅子で休み、その後、立ち上がり歩き出したものの、歩道と車道の間でしゃがみ込んでしまい、その場所が、宮城県道沿いであり、交通量も多いことから、体調の優れない相談者の身の安全を確保するため、110番通報し、その後、到着した警察官に、経緯を説明し、相談者の自宅までパトカーで送ってもらうことになった。というものでございます。
- 対応につきましては、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第9条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別に関する相談として受付し、県民や事業者等に対し、普及啓発や広報活動等による差別解消に向けた取組を今後も推進していくこと、また、今回の相談内容について、公共施設及び公共施設を所管する自治体担当課とも情報共有する。ということとを相談者に対して回答いたしました。
- 「障害を理由とする差別の相談事例」の説明については、以上となります。

**(事務局・橋本室長)**

- 精神保健推進室長の橋本でございます。
- 私からは、報告の(3)「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」について、ご報告させていただきます。
- 資料3をご覧くださいと思います。
- 上段の資料になりますが、昨年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されまして、右のところに基本理念と記載しておりますが、「医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援」だったり、「個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援」などが基本理念として掲げられているところでございます。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する、とされたほか、保育所や学校の設置者等についても、医療的ケアその他の支援について責務を有するとされたところでございます。

- こういったことを踏まえまして、県では、医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるように、今年7月1日に「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」、愛称「ちるふぁ」を開設したところでございます。
- 資料の下端をご覧くださいと思います。
- こちら、センターの概要についてですが、名前については先ほど申し上げました通り、「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」、愛称「ちるふぁ」と呼んでいるところでございます。所在地については、仙台市の泉区南中山、開所時間は平日の月曜から金曜まで、時間としては、午前8時30分から午後5時30分まで、またスタッフについては看護師など3名を配置しているほか、専門職アドバイザーとして医師等にも委嘱しているところでございます。
- 具体的な業務内容、①から④まで記載しておりますが、「①総合的・専門的な相談支援」といたしまして、当事者や家族、市町村などの関係機関からの相談に応じて、情報提供や助言等を行っております。
- また、「②情報の発信及び研修」といたしまして、各種制度や相談窓口についての情報集約及びホームページなどでの発信や、県民・行政担当者・支援者等への研修なども実施しているところでございます。
- 運営は、記載のとおり、宮城県で実施しているところでございますけれども、委託によりまして、一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会、こちらの方に運営をお願いしているところでございます。
- 資料に記載はしておりませんが、今年7月から9月までの相談や対応の実績につきましては、これまで300件ほど対応しておりまして、圏域別では仙台市を含む仙台圏域が最も多く、300件のうち240件くらい。次いで、大崎、石巻圏域となっております。
- 相談者につきましては、当事者及びその家族が60件ほど、行政機関が80件くらいございます。このほか、福祉事業所、医療機関、教育機関などからも相談を受けているところでございます。
- また、主な相談の内容ですが、例えば、「これまで医療的ケア児を受け入れたことがない児童発達支援センターでの受入支援」や、「県内の他市町村に転居するための家族への医療的ケア児等コーディネーターへの繋ぎの支援」、「保育所での医療的ケア児受入ガイドライン作成への対応」、その他「次年度の就学に向けた看護師確保のための会議への参加」など、多岐にわたる支援に取り組んでいるところでございます。
- 県といたしましては、センターの活動を通じまして、今後も様々な機関と連携しながら医療的ケア児本人及びその家族等への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

- こちらについては、以上となります。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、まず、障害福祉計画について、昨年度から、新たな6期計画に基づいた取組を進めているところであり、順調に推移している部分と、そうでない部分とを把握し、関係機関とも連携しながら、引き続き、最終年度となる令和5年度末の目標達成に向けて、各事業等に取り組んでいくとのことでした。
- 2つ目に、差別や合理的配慮に関する相談事例として3件説明がありました。
- 3つ目に、「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」については、根拠法や当センターの概要、加えて、相談対応の実績等についての説明がありました。
- ただいまの報告に対してご質問・ご意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、川村委員お願いします。

**②質疑応答**

**(川村委員)**

- 仙台スピーカーズビューローの川村と申します。
- 私の方から、ちょっと意見といいますか情報提供といいますか、障害を理由とする差別の相談事例の資料からなんですけれども一番最後の事例ですね。
- 過呼吸で倒れた方の事例のところなんですけれども、これは仙台市でやっている障害理解サポーター養成研修の中でも、何度かお話しているんですけれども、周りの方はびっくりされて良かれと思って救急車とかパトカーとか、そういった形になるんですけれども、一見してみると、その方が過呼吸で倒れていることが、過呼吸なのかそれとも身体的な疾患で、何か苦痛を感じていらっしゃるのかってというのが、おそらく分からないので、その場にいる例えば公共施設の職員の方とかの、適切な情報収集というのが必要になってくるかと思うんですけれども、もしも精神的なもの、過呼吸であったりとかパニック障害によるものであるとしたら、身体的な疾患でもそうかもしれないんですけど、過呼吸とかパニック障害の渦中で、自分の状態を説明しろって言われても説明できないと思うんですね。
- なので、何か「はい」とか「いいえ」とかで答えられる質問をしてくださるとありがたいかなと思っていて、例えば、「救急車呼びますか?」、「はい」「いいえ」、「横になりますか?」、「はい」「いいえ」、パニック障害とかの方の多くは、それ以外の障害の方もなんですけれども、頓服、そういう時に飲む薬を持っていることが最近多いですので、「薬があるようであれば、お水買ってきましょうか?」、「はい」「いいえ」、そういった形で、「はい」「いいえ」とか、何かこう首を頷くとか振るとかそういうことで答えられるような、投げかけをしてもらえるとすごくありがたいかなと思っています。



- そういうパニック障害の方なんかは、自分は意図していないのに、救急車を呼ばれたりとか、救急車が到着する頃にはもう落ち着いていたりするので、何かこう、演技だったんじゃないかとか、人の気を引くためじゃないかとか、そういう誤解を受けることが大変多いんですね。
- なので、びっくりして、救急車って思う気持ちもすごくよく分かるんですけども、ちょっとやっぱり、公共施設の職員の方とかには、ちょっと冷静な気持ちも持っていただいて、精神疾患とか、パニック障害含めてですけども、そういったことに関する対応を学ぶ機会っていうのも必要ですし、私たちも精神障害の当事者として普及啓発に努めていかなければいけないなと思いました。
- 以上です。

(阿部会長)

- 相談事例3について、具体的な提案をいただいたということでよろしいでしょうか。

(川村委員)

- はい。

(阿部会長)

- 事務局の方でも参考にさせていただければと思います。
- はい、佐藤由紀子委員お願いします。

(佐藤(由)委員)

- 今の差別事例のお話の続きなんですけれども、110番通報っていう方が、読んでいて私としてはびっくりしたというか、私の依頼者にも過呼吸で倒れたという方何人もいらっしゃいますので、そういう人たちも110番通報されたらますます混乱するだろうなという意味です。
- この相談者がなぜ110番通報されたのかよく理解できない。というのは、よくわかります。
- 今のお話のようにその対応として、何をすべきかっていうことは、やっぱりこう啓発するしかないんでしょうかね。なんかただ危ないと思って、110番ってのはあまりに酷いんじゃないかと思えますし、これはやっぱり、差別事例としては大きいお話ではないかな、というふうに思いました。
- それから差別事例1、不動産を借りる時の差別ですね。これについては、ご本人から連絡がないっていうことで、それ以上踏み込めない、っていうことかと思うんですが、やはり不動産会社にきちんと、そう思われるような対応があったということが問題だということを返していかないと、何も変わらないんじゃないかなっていう意味でもうちょっと何とかならないのかなと思ったことと、②の事例も明らかに、乗車拒否だと私は思います。
- 幾らでも、後で弁解は出来るので、乗車拒否だったのだらうと思いますが、そ

の弁解するにしてもこういうふうにはタクシー会社に連絡が行けば、そのタクシー会社で、要するに乗務員教育をするということで、乗車拒否を無くしていくって事は出来ると思うんですね。

- だから、やはり何かあった時には、いちいち返して行って、そういうことはどうですかね、と言って、向こうが弁解したらそれはそれで受け入れるんですけども、そういうことが問題だっていちいち返していくことが大事で、そうしていかないと変わらないかなというふうに思います。
- 相談事例が3つしかないのかなと思ったらそうではないので、何か、全件かかなくてもいいのですが、何についての相談が何件ぐらいあったか分かるようにしていただくと、相談状況が分かるかなというふうに思いましたので、その点をお願いします。

#### (阿部会長)

- 1件目と2件目の事例については、よく言われる、手を差し伸べる、リーチングアウトしないとなかなか理解が深まらないのではないかと、というこれもご意見、ご提案に関わる内容だったと思います。
- 3件目は、この本協議会への、このような相談事例の紹介というか、今後も続くだろうと思われるので、具体的な内容は時間の関係で、限られたものになるにせよ、全相談件数のテーマと言うのでしょうか、報告とか、分類みたいなもの、そういうものは示していただきたい。そういう3つのご意見だったと思います。
- 事務局の方でこれも受け止めて対応をお願いしたいということです。

#### (事務局・大森参事兼課長)

- 貴重なご意見ありがとうございます。
- やはり、110番してしまったその対応する側もどう対応したらいいか分からないというところが、正直なところだったのではないかなと思います。
- そういった場合にどう対応すべきかというところの情報がないと、適切な対応が出来ないというところかなと思いますので、いただいたご意見をしっかり受けとめて、啓発をどういう形で進めていったら良いか、我々も考えて参りたいと思います。
- また、1件目、2件目に関しては、事業者側に返していくことの重要性というご指摘もございました。
- やはり、自分ごととして捉えないことには、その個別具体の事案がないと、差別事案なのか、合理的配慮としてどうなのかとか、そういったところを検討する機会もないということになるかと思っておりますので、そのご意見もしっかり受けとめて、今後できる限りそういった事案に対して、相手方に返すよう、努めて参りたいと考えております。
- 最後の、報告事案の種類というか、こういったものがあつたというところがち

よっと情報が抜けております。

- ここは、次回以降、情報として追加させていただきたいと思います。
- ありがとうございます。

**(阿部会長)**

- 他には、よろしいでしょうか。
- はい、磯谷委員よろしく申し上げます。

**(磯谷委員)**

- 精神障害者家族会の磯谷でございます。
- 私は、この差別のお話のところで、差別事例の1の不動産屋の対応の話なんですけれども、家族会の会話でも、話し合いでもよくこの件は聞くのですよ。
- 不動産屋に探しに行った、この場合は、家族の方なんですけど、その方の体験したことで、不動産屋がご家族に、「精神障害者はいませんね」という確認を口頭で聞くわけなんです。で、いるわけなんですけども、いますと言ったらたちまち断られるのは目に見えていますので、社会的な不利益を被らないために隠してしまわざるをえないし、またそういう差別的な質問を受けたということ、こういった相談所に持ち込むことも出来ないわけなんです。
- 従って、ここに、目に見える形である差別以前にですね、口に出せない差別を受けている、ご本人もおそらく、また家族というのも実際におけるわけなんです、そこでお願いしたいのは、不動産業者に関して、そういうことを聞いてはいけないよという、啓発教育、また一方では、そういう事例がまだまだありますので、県においても掘り起こしということを行っていただきたい。
- 言えないんですね、社会的な不利益を被るので、こういったことは、差別は隠れてあるわけなんです。
- 単にセンターを設けて、その苦情処理しますといったところで現れてくるのはごく一部であって、本当に重大な不利益は口に出せないという状況がまだまだ続いていると、そういうことを念頭に置いて、この事業を進めていただきたいという要望でございます。

**(阿部会長)**

- 現れないというか、見えない差別がまだまだある、そこを掘り起こすと。それからある特定の業界に対しては、出てきた事例を基にして、一般的な意味で広く指導するとか、そういうようなご提案をいただいたところだと思います。
- 事務局の方でお答えをお願いします。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- 実際の現場といいますか、状況のお話をいただいてありがとうございます。
- 我々で行える部分というのは、業界、事業者に対する啓発をどういう形で行っていくかということでございます。

- 今予定している内容で申し上げますと、昨年度、事業者向けの啓発のリーフレットを1つ作りしました。
- これは商品販売だったり、サービスを提供する事業者ということでかなり幅広い事業者を対象にしたものを第1弾で作りまして、今年度も同様の予算を取っており、今年度の対象事業所というか、対象範囲として交通分野と不動産業界、この2つを対象にしたリーフレットを作って、そちらの業界側に、リーフレットを配布して、啓発を進めて参りたいと考えております。
- そういった中で、実際に起きているところ、どういったやりとり自体が差別になるのか、そういったところがしっかり事業者側でも分かってもらえるように、啓発に取り組んで参りたいと考えております

**(阿部会長)**

- 他にご質問のある方はいますか。
- はい、森委員お願いいたします。

**(森委員)**

- 私も不動産関係でちょっとお話します。
- 私どもの法人は宮城県から委託を受けて障害者電話相談室というのをやっているんですね。
- 先日ちょっと相談員が、体調不良で、私ピンチヒッターをさせていただいたんですが、立て続けに2件はこの問題でした。
- 困っている、と。或いは障害者ゆえに、あなたは2年間だけね、と。期限を切られる。どうしたらいいのでしょうか？ということでした。
- あまり知られてないんですけども、相談を受けるそのデスクにはいろんな相談機関のリストがいっぱいあり、居住支援法人というのが、宮城県から指定されて、10いくつある。
- そういう情報がやっぱり本人たちが知らないんです。
- だから専門に、高齢者や障害者のための、居住支援法人があるので、近くのところとか、1例目は、入居するときはそこを利用した。退去するときも、そこを利用した。そうですねって本人は納得した。
- そういう制度はたくさんあるんですが、なかなか相談する本人がその居住支援法人10いくつもあると言ったけども、知らないという現実が、ただやっぱり住むところが、もう不安定だっというのがすごくその電話を聞いててもね、不安を感じてるなど、分かりました。
- 意外に知られていないんだな、と。制度はたくさんあるんですが、或いはパンフレットを作ってもね、なかなかその、本人に届かないと。そういう事実があるんだなあと、ちょっと紹介させていただきました。

**(阿部会長)**

- 差別を受ける可能性がある方々への支援の法人っていうんでしょうか、そういうことについての情報提供も、積極的に対応していただきたいというご提案だったと思います。
- これも県の方で対応よろしくお考えいただきたいと思います。
- それでは、大体よろしいでしょうか。
- 積極的なご提案をいただいてどうもありがとうございました。
- これ以降の県の対応の中で、いろいろ生かしていただきたいと思います。
- では、報告については、以上とさせていただきます。
- 続きまして、議事の方に移らせていただきたいと思います。
- 議事の方は1件ですが、進め方について、これから、少しお話を申し上げたいと思います。
- 議事の進行につきましては、資料の4-1、みやぎ障害者プランの改定について、目次の項目ごとに、事務局の説明と、それから皆様との間での質疑応答を行っていくことにしたいと思います。
- よろしいでしょうか。※異議なし
- 項目ごとに進めていきたいということです。
- それでは、そのように進めさせていただきます。
- 事務局から議事、「みやぎ障害者プランの改定」について、今お話しした通りですので、目次1「現行プラン」についてご説明をお願いいたします。

### (3) 議事

#### ①事務局説明

##### (事務局・大森参事兼課長)

- それでは、資料4-1を使ってご説明をさせていただきます。
- 「みやぎ障害者プラン」は、障害者基本法の規定により、県に策定が義務づけられている障害者施策に関する基本方針でございます。また、宮城県では、県政運営の基本指針として「新・宮城の将来ビジョン」を策定しておりますが、その中で掲げる「障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現」という取組としても位置づけられているところでございます。
- 現行のプランは、平成30年度から令和5年度までの計画期間となっており、来年度中には、令和6年度以降の計画を策定する必要があります。
- 本日の協議会では、まず、プランの改定作業を進めていく上で、重要な全体の骨子と障害当事者やそのご家族のニーズ把握を目的としたアンケート調査の内容についてご了承をいただきたく、委員の皆様にお諮りする次第でございます。
- それでは、資料4-1の2ページをご覧ください。全体の現在のプランでございます。全体の構成としましては、重点的に取り組む課題を「重点課題」として、基本理念に基づく3分野ごとに今後の取組の方向性を「各論」として構成してお

ります。

- 現行プランにおける、それら取組の方向性に関連する主な事業等について、3ページから13ページまで記載しておりますので、いくつかピックアップしてご説明させていただきます。
- 3ページの「心のバリアフリーの推進」では、啓発・広報活動や相談体制の整備、相談員の資質向上等による差別解消・虐待防止・権利擁護等の推進を実施しておりますが、先ほど来お話している共生社会づくり条例を踏まえて、令和3年度より、県民・事業者向けリーフレットの作成や合理的な配慮の提供のための施設改修経費等への助成、スマホアプリを活用した相互理解の促進、障害を理由とする差別の相談窓口の設置を新たに実施しているところでございます。
- 4ページをご覧ください。「情報のバリアフリーの推進」では、宮城県視覚障害者情報センター・宮城県聴覚障害者情報センターの運営、点字・音声による県政だよりの配布、知事定例記者会見への手話通訳導入等、障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上を実施しているところでございます。
- 5ページの「誰もが住みやすいまちづくりの推進」では、バリアフリー化等による公益的施設等の整備や盲導犬育成貸与事業等による移動手段の確保を実施しているところでございます。
- 6ページをご覧ください。「活動・活躍の機会創出と参加促進」では、障害者総合体育センターの運営・スポーツ教室の開催や障害者芸術文化活動の支援等によるスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興を実施しているところでございます。
- 7ページの「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実」では、特別支援学校等における支援体制の構築や地域の児童生徒との交流等による、共生社会の実現を目指した理解の促進を実施しているところでございます。
- 8ページをご覧ください。「雇用・就労の促進」では、企業向けセミナーの開催による啓発活動の推進や福祉的就労と工賃向上に向けた支援等を実施しているところですが、さらなる業務受注機会の確保等を目指し、今年6月には、県内主要企業及び団体による福祉的就労施設の官民応援団組織を結成したところでございます。
- 9ページの「相談支援体制の拡充」では、相談支援従事者の育成や障害特性に応じた相談支援体制の充実等による相談支援の充実強化等を実施しているところでございます。
- 10ページをご覧ください。「生活安定のための支援」では、各種手当の給付事業や医療費助成事業等を実施しているところでございます。
- 11ページの「在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備」では、ICT導入・活用等による業務改善、職場環境改善等の取組支援や船形の郷の老朽化に

伴う建替え等を実施しており、船形の郷につきましては、令和6年度の全面供用開始を予定しているところでございます。

- 12ページをご覧ください。「保健・医療・福祉等の連携促進」では、障害の種類や程度に応じた支援や医療的ケア体制の整備等を実施しておりますが、令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、さきほどご報告の通り、今年7月に相談支援センターを新規開設し、地域で支援を受けられる体制を整備したところでございます。
- 13ページの「防犯・防災対策の充実」では、防犯対策の充実や大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実を実施しているところでございます。
- 駆け足となりましたが、現行プランの説明につきましては、以上でございます。

#### (阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、現在の障害者プランが、最初に説明がありましたのは、来年度期間満了となることから、改定作業を今年度と来年度に跨って実施していくということ。
- それに対応するために、本日は、改定にあたっての骨子案と、障害当事者へのアンケート調査が、これから事務局から説明として示され、これについて協議会の意見を聴取したいというお話がありましたが、これに先立って、現行の状況についての説明を1ページから13ページにかけていただいたところです。
- ただいまの事務局の説明に対してご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- とりあえず現行の説明ですから、よろしいという事にさせていただいてよろしいですか。
- この現行の事業実施の状況を踏まえて、改定の骨子案と、それからその改定の骨子案等々を検討していくためのアンケート調査の実施について、これから説明があると思いますので、そちらの方で、あわせてご質問とかご意見いただくということでもよろしいかと思っておりますので、まずはよろしいですか。※異議なし
- それでは続いて、議事のテーマは1つですが、目次に沿って、1つずつということですので、今度は目次2「次期プラン骨子案」について説明をお願いいたします。

#### ②事務局説明

##### (事務局・大森参事兼課長)

- 14ページをご覧ください。次期プラン（骨子案）をご説明させていただきます。
- 改定にあたっての基本的な考え方ですが、これまでの障害者プランの基本理念を継承しつつ、障害者施策の制度改正や外部環境の変化等への対応を次期プラン

に反映していくという方向性で改定作業を進めてまいりたいと考えております。

- 現行プランの策定以降、新たな課題として、「国制度改革」や「社会的解決が求められる課題」への対応が挙げられますが、国の制度改革でございました、障害者の差別・虐待の防止と権利擁護、医療的ケア児の支援、障害者による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通につきましては、さきほどご説明させていただいた現行プランの主な事業の取組の中でも触れさせていただきました。
- 15ページの「社会的解決が求められる課題」として、人口減少・超高齢社会への対応が挙げられますが、障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後の、ここでは生活における経済的自立に向けた支援ということを書いております。
- 経済的自立も大変重要な部分ですが、まずはその親亡き後の、地域生活、地域で生活を送るための環境づくり、こういったところが、一番大きい課題なのかなと考えております。
- 経済的自立に関しましては、現在も力を入れており、福祉就労事業所における「工賃向上の取組」や、事業所におけるサービスの質の向上に向けた「ICT導入・活用による業務改善、職場環境改善の取組支援」、こういったところを行っております。現行プランの主な事業の取組の中で触れさせていただいたところでございます。
- 16ページをご覧ください。国の障害者計画が令和4年度までの計画期間となっており、現在、国の障害者政策委員会において改定の内容について審議が行われています。その検討状況についてご説明させていただきます。
- 基本理念、基本原則とも現行計画から変更はなく、17ページの「横断的視点」において各種基本計画や基本方針が閣議決定されたこと等を踏まえ、一部文言の修正が加えられております。また、18ページの「各分野における障害者施策の基本的な方向」において項目の並び替えが行われておりますが、文言自体の修正はありません。
- 以上を踏まえまして、19ページの「骨子案」についてご説明させていただきます。
- 基本理念は、現行の「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」から変更ない形で、このまま踏襲したいと考えております。
- 20ページをご覧ください。重点施策が3項目ございますが、こちらについても、基本的には現在の項目立てをそのまま継承したいと考えております。
- 「障害を理由とする差別の解消」「雇用・就労等の促進による経済的自立」「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」、こちらを引き続き掲げていきたいと考えております。
- なお、この20ページの資料の最後のところに括弧Pというふうにかかせてい



ただいてる部分につきましては、各重点施策における施策の方向性ということで、次回の協議会でその内容につきまして、案をお示しして、ご審議いただく予定としております。

- 続いて、21ページ以降、各論の構成について、ご説明させていただきます。
- 第1章「共に生活するために」については、こちらも特に変更がない形で、骨子を作っております。
- 22ページをご覧ください。第2章「いきいきと生活するために」では、若干の文言修正だけ、2番のところの、芸術文化のところの表現の修正でございます。
- あとは、第2節のところにあります「共生社会の実現を目指した理解の促進」というところを、「インクルーシブ教育の推進」ということで文言修正をさせていただいております。
- 23ページから24ページにかけての第3章「安心して生活するために」では、事業の実施状況等に応じて、一部文言の修正を加えております。
- 今回、骨子ということでお示しさせていただいておりますが、先ほど申し上げたように、現行プランの理念や骨子を基本そのまま踏襲するという考え方でございます。
- 具体のその内容については、今後、重点施策など案を示す中で、この数年間の状況変化を踏まえた内容に言及していきたいと考えておりますが、骨子そのものについては、現行プランのまま、持っていきたいという説明になります。
- 骨子案については以上となります。

#### (阿部会長)

- ただいま最後の方で再び、事務局・大森参事兼課長の方で要約的に、要点をまとめていただいたと思いますが、障害者プランの改定にあたっての基本的な考え方としては、これまでの障害者プランの基本理念を継承したいとのこと、そして障害者施策の制度改正等への対応を、次期障害者プランに反映していきたいということだったと思います。
- 本日、そういうことを踏まえた上で、特に意見が求められてる部分としては、14ページから20ページの重点施策。それから、21ページから24ページの各論についてであったように思われます。
- それぞれについてご意見があればいただきたいと思います。
- まず、重点施策のところについて、皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。
- はい、佐藤由紀子委員お願いします。

#### ③質疑応答

#### (佐藤(由)委員)

- ちょっと理念的なことなので恐縮なんですけど、17ページの、文言の一部修正

のところ、「の複合的困難」を削除しているのはどうしてかなと。「きめ細かい支援」を「取組の推進」というのは、もっと積極的にやります、って意味かなって、肯定的・積極的に受けとめられるのですが。

- わざわざ消したのはなぜなのかなと思ったんですけども。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- 17ページが、国の横断的視点の改正内容でございます。
- 国がこういうふうに直したというところになっております。
- なので、県の現行プランにこういった表現があるわけではなく、県の次期プランを今後、理念だったり方針だったりを検討する上で国の計画がどう直ろうとしているか、というところの比較をこの17ページで、説明をさせていただいたところでございます。
- 誤解を与えるような説明になってしまい、申し訳ございませんでした。

**(阿部会長)**

- よろしいでしょうか。
- しかし、視点としては、今佐藤委員が、若干こだわられたところでもありますから、そうですね。この視点は大切だということですね。それを押さえたいと。
- 今後の骨子案、具体的に体裁を整えていかれる時に、よろしく願います。
- 14ページから20ページの間のところではよろしいでしょうか。
- 今は重点施策のところを、とりあえず限定してお聞きしているのですが。
- オンラインで参加されている登米委員が、手を挙げられているということで、登米委員お願いいたします。

**(登米委員)**

- 宮城県医師会の登米と申します。
- ちょっとプリミティブな質問で大変申し訳ないのですが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律というのが、施行された訳ですが、この中にある医療的ケア児の定義っていうの、ちょっと解説をしていただきたいなと思います。
- それは何故かというと、18歳以上の高校生を含む、とわざわざ括弧書きがあるのですが、ここは、18歳過ぎても高校生だったら、法律が適用されるけれども、高校生じゃなくなったらもうこの法律は適用されない。こういう意味と、とってもいいのでしょうか。

**(阿部会長)**

- 制度の年齢に関わる限定の部分の解釈、なんです、どうでしょうか事務局の方で、医療的ケア児の制度に関わってです。

**(事務局・橋本室長)**

- 医ケア児等支援法の絡みということで、ご回答いたします。
- 基本的に、児童福祉法の絡みもありますので、18歳までが、今回の法律の対象になって参りますが、高校生がちょうど17歳と18歳、こういったところの境目がございますので、18歳になった高校生につきましても、引き続き支援をしていくというふうな形で、このような書きぶりになっているということがございます。
- あとは、実際にはその18歳で支援を切るというふうなところも、いわゆる切れ目のない支援ってところも必要になって参りますので、こういう書きぶりになっているというようなところでご理解いただければと思っております。

**(阿部会長)**

- 登米委員、今のような説明があったのですが、いかがでしょうか。

**(登米委員)**

- 私の解釈では、18歳を過ぎてもまだ高校生の人がいるから、高校生の間は支援するよ、っていう、そういう意味だと解釈していたのですが、もし、それだと、高校を卒業した途端に全く違う支援環境に移らざるをえないっていう、そういう可能性が出てくるわけなんですね。
- それに対して、県としてはどのような対策を考えておられるのでしょうか。そこをお答えいただきたいです。

**(阿部会長)**

- ただいまの直前の説明にあった、切れ目のない支援という部分、具体的にどういいう施策対応を県で考えているか、というご質問だったと思います。

**(事務局・橋本室長)**

- 基本的には、当然、そのところにも、要支援の方たちがいますので、対応していかなければならないと考えております。
- 特に、今いろいろなところで問題になっておりますが、移行期医療というところ、そういったところで、例えば今回「ちるふぁ」という形で相談支援センターを立ち上げたところがございますが、そちらの方でいろいろこの地域での、18歳を超えた後での支援体制というものを、地域の関係者等々、ご相談しながら、すぐ切るというのではなくて、引き続き、しっかりとその支援体制が組めるような形で、関係性を構築していく方向で考えているところでございます。

**(阿部会長)**

- 登米委員いかがでしょうか。

**(登米委員)**

- 現状はですね、子供のときから診ていた医療機関がずっと大人になっても診続けるという、ちょっと不自然の状況が起きていますので、是非、こういう施策の目標の中に書き込んでいただいて、スムーズに移行出来るように、子供のお医者

さんから大人のお医者さんへ、こう移れるよう、そういう体制を、そういう文言を入れていただいた方が良いのではないかなと私は思っています。

○ 以上です。

(阿部会長)

○ 今後さらに骨子案を具体化して、体裁を整えていく中で、今のような意見文言を入れていただけないかという意見でしたので、ぜひ積極的にご検討をお願いしたいと思います。

○ 他に、よろしいでしょうか。

(志村委員)

○ 昨今、いろいろと話題になってきているヤングケアラーの支援体制というところで、具体のところ事業内容があったんですけど、実績のところ为空欄なので、その辺はどうだったのかなってということと、それが今後の計画の中の、安心して生活するためのところでいくと、相談体制の充実の中に全部含まれてきちゃうかなってところですよ。

○ ヤングケアラーについては、本人自身が障害者・障害児っていうことはあまりないかもしれないんですけど、親が障害者であることによってヤングケアラーになっているとかってということだと思のですが、その辺の事が、特に精神障害者の領域でいうとアルコール依存症とかの障害の親を持つ子供とかっていうのに関しては昔からアダルトチルドレン、とかっていう形で言われてきたように、自分の病気があるとか、困ってる状況だって、認識がないままに生活している子供が多いので、アンケートとっても多分出てこない。

○ その自分の状況が、おかしい。普通じゃないってところの認識が薄いので、そのことに対して、私も関わってきた人たちなんかもそうだけど、これが当たり前だと思っていて、よその家に行って違う状態を見ても、それは自分がお客様として行っているから、その家も普段は違うんだけど、その時だけ良いようにしているんじゃないっていうふうに捉えていたとかっていう方も結構いらっしやるんですね。

○ だから、ただただアンケートをとっても、その実態ってなかなか把握できないかなと思うので、その辺に対する、支援者側といいますか、関係者ですね、支援者というよりは、その子に関わっている人とか、或いは家族に対し、家族に何らかのそういう方が行った場合に、どういう人たちがその子に対して目を向けていけるかっていうところなんかの整備もしていかないと、実態はなかなか見えてこないのかなってところが一つ、今後の計画に入っていくかなってところが、ちょっと気になっていました。

○ それからあと、最初出来たときはすごく良いなと思って見ていたヘルプマークですが、このところなんか非常に社会的問題になっていて、何か安易にあげすぎ

て、逆な使い方をされちゃっているという、若い子たちがかわいいからって、ただもらって、くっ付けているっていうことがニュースになっていたりしましたが、なんかそういった事で今後どういうふうにもその辺の普及をしていくのかなっていうところもちよっと善し悪しで、ただ誰でももらえる状態だったっていうのが実態なので、その辺もちよっと今後考えなきゃいけないかなというふうにもちよっと思っていました。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- 貴重なご意見ありがとうございました。
- ヤングケアラーは、報道等でも大分取り上げられており、県としても、かなり重要な課題というふうに認識しております。
- 実際その障害分野におけるヤングケアラーだったり、それに限らず、こういったケアラー問題がございますので、現状県庁の中でいうと、子ども・家庭支援課というところが所管して先ほどの調査等を実施しております。
- 調査だけではなかなか把握できない部分、その実態をどう捉まえてどういった支援を行っていくかというところがこれからになりますけれども、今のご指摘も踏まえてですね、障害分野におけるこの問題というのを、どう対応していくか、しっかり考えていきたいと思っております。
- 実は先ほどの社会的な解決が必要な課題として、担当の原案にはヤングケアラーという言葉があったのですが、若干ちよっと、その過程、作業過程で取れております。
- 逆にその私の問題意識としては、ヤングケアラーも問題なのですが、一方で、いわゆる老障介護と言われる、かなり年齢が高くなった親御さんが比較的高齢になった障害のお子さんの面倒を見る、そういったケアラー全般についての課題なんじゃないかなと、これは、それが載れば良かったのですが、ちよっと編集の過程で消えてしまったのですが、それからその介護者側の課題っていうところは、やはり大きい問題なんじゃないかなというふうに思っておりますので、ヤングの部分も含めて、しっかり考えていきたいなと思っております。
- ヘルプマークはですね、確かに何か別な意味で話題になっているというところがあって、我々その普及側の立場からすると、やはり知ってもらってなんぼの世界があって、最近やはり町中だったり公共交通機関だったり、付けている方がいて、大分こう利用度だったり認知度が上がってきたかなというふうに考えております。
- やはり、そうやって持っていただくためには、ある程度制約なくお渡しをするというところも必要だったのかなと思っていて、必要と言われればこちらとしても、市町村を通じて基本的には配布しているところなので、それがちよっと別な用途で使われる、そこについて今現在ちよっと解決策はないのですが、その辺の

利用のされ方、そこも含めた啓発ということになるのかなと思いますが、もう少し状況を捉まえた上でですね、何らかの対応、対策を考えていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

**(磯谷委員)**

- 家族会の磯谷でございます。
- 今ありがたいご発言がありましてちょっと乗って、お話いたします。
- 障害者の家族というものは、無償の援助者であるっていうふうに捉えられてきました。
- 実際においては、24時間365日の気を抜けない看病生活というのがございます。
- その結果としまして、仕事を辞めなければならない、パートにしなければならないとか、先ほども言いましたように、住居での不利益を被る。
- それから本人自身はともかく、その家族自体が、社会参加の機会を奪われる、或いは諦めざるを得ない。
- そういう意味で、無償の援助者ではなくて、やはり1人の生活者、社会生活者として、社会参加の機会も持てるような、それから収入の保障もあるような、残念ながら国の方でもまだその問題に焦点は当てていませんので、しかし、世界まで視野を広げますと、介助者に対する援助法というものが、欧米中心の先進国でありますけれども、どんどん実現されていっています。
- 従って、行政の方の視野としては、そういったものが先々あるぞと。
- 家族というものも、障害者に対しての援助者だけではなくて、むしろ助けられるべき一人前の市民としての権利を、楽しみに生きていけるような状態に持っていくように、支援すべき存在であるという視点が、この先に示されていることに、注目していただければと思います。
- 単なる希望意見でございますけど、以上でございます。

**(阿部会長)**

- どこかで、今のようなですね、次期計画の中で、文言として盛り込まれること、私としても、せつかくの大切な視点、ご意見だったと思うので、よろしく検討をお願いいたします。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- 貴重なご意見ありがとうございます。
- 当然その障害者支援の部分が、総合支援法をベースにですね、各種サービスに基づいて、必要な支援を行っているということではありますが、それでもなお、そのご家族におけるご負担だったり、無償の支援というのを前提に成り立っているところも、事実かと思えます。
- 実際公費という形で負担されてる部分で、どこまでそこを手厚くやれるかとい

う、ある意味トレードオフになる部分の課題もあるかと思います。

- ただ、そういった部分もしっかり念頭に置きながら、こういった形が一番、障害者を支える、介護者にとっても、良い形の支援というものがどういうものかというところを、我々もしっかり課題認識した上で、プランの中身を検討して参りたいと考えております。

**(阿部会長)**

- 先ほどの人権施策と各論の部分、分けて、各論的な話というのは、非常に理念的な視点の話、ちょっと一緒になってしまったのですが、どこでも構いませんので、他にご意見とかございませんでしょうか。
- はい、森委員お願いいたします。

**(森委員)**

- 私は、障害当事者団体という立場からちょっと発言させていただきます。
- 当事者団体の役割とか機能の一つは政策を提言していく。
- ですから、今内閣府の政策委員会で、議論されてるところにも代表者を送って、様々な地方からも意見を言って審議してるわけですね、いわゆる政策立案に関与していく。ということなんですが、その前に、何もできるわけないので、障害当事者団体の代表とか、障害当事者団体が推薦するものが構成員として加えられて、例えばですね、このみやぎ障害者プランで第1章の「ともに生活するために」ということで、「心のバリアフリー」と、2番目が「情報のバリアフリー」、3番目が「誰もが住みやすいまちづくりの推進」と。
- 以前もこの会議で発言したと記憶しているんですが、この第3番目の「誰もが住みやすいまちづくりの推進」という、県の条例の中に、誰もが住みやすい福祉のまちづくり条例というのがあるんですね。
- これは、この条例に関係する建設建築関係とか、それから確か公共交通関係とかのテーマなんですけれども、障害者団体が、その条例に携わってる部署に関わってないんです。仙台市は結構関わっている。
- で、他の行政も、そのハード面での、バリアフリーの方に、高齢者も含め障害者団体も、やっぱり関わっていかざるをえないと思うんですね。
- そうでないと、だからどうこうというんじゃなくて、やっぱりそういう政策立案に関与していく、政策提言に関与していく、ということが大事で、どうしてもみやぎ障害者プランは、国の基本計画に則った骨子にどうしてもね、影響されるんですけれども、我々、どうしても、仙台市とか、他の都道府県とか、他の政令都市とを比べて、宮城県はどうなんだろうなといつもこう考えているので、そのハード面での、バリアフリーの推進、ちょっとね、そこは、建築とかね、公共交通関係のところ、障害者団体とか、高齢者団体も、関わっていけるような仕組みをぜひ、この機会に作って欲しいなど。

- これ、6年の計画なので、この時代、6年は長いですよ。
- 1年先もわからないのにね、さっきも、だから、当然中間でどっかでこう見直していか評価が入ると思うんですが、6年の計画を、どうするのっていう、ちょっと、思いはあるんですね。
- そんなことで、ぜひ政策立案に関与していくと。いうことの、これは国の、いろんな会議でも、私たちの代表が語ってるんですけど、障害当事者団体の存在をもっと重く見てくださいますかと言いつけてるんですけど、実際はなかなかね。
- でもね、国際機関の障害者団体は、ちゃんとそこははっきりと、迷うなど、DPOですね、DPOという形で出てくるんですけど、それはちょっと日本の場合には薄いのかなと。
- この間、国連の障害者権利委員会で日本審査が行われましたけども、もう世界基準では、子供たちにもその政策提言に関与させなさい、というのが一つの流れになっているんですね。
- これ当事者だけじゃなくてその家族とか、支援者とかそういう当事者に直接関わってる人たちの団体を育てていくっていうか、そこをもっとはっきりと位置付けて欲しいなというのが私どもです。

**(阿部会長)**

- プレッシャー団体の位置付け、或いは関与のあり方、そこもご提案というかご意見でいただいたので、可能な限り、この後の、本協議会に示される骨子案とか計画案の中で、積極的にご検討お願いいたします。

**(森委員)**

- すいません。その他でも、多分話題になると思うんですけど、それに関連して、結局女性の委員の比率を上げる、と同時に、そう、こういう、この障害者に関する審議会とか協議会、障害当事者の構成、比率を上げていく。ということは今、日本各地で行われているわけですよ。
- その辺もぜひ、ちょっと留意していただきたいなというふうに思っております。

**(阿部会長)**

- はい、ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。
- はい、佐藤幸男委員よろしくお願いいたします。

**(佐藤(幸)委員)**

- 障害者職業センターの佐藤と申します。
- 私の方からはちょっと情報提供というかですね、情報共有いただければと思いますが、8ページの第3節、「雇用・就労の促進」というところの、事業取り組みの中に障害者就業・生活支援センター事業というのがあると思います。
- 令和3年の実績というところで、この障害者就業・生活支援センター、宮城県内各圏域に1か所ずつの7か所となっているんですけども、実はこれ設置は、



気仙沼地域に1か所、登米地域に1か所、栗原地域に1か所、大崎地域に1か所、石巻地域に1か所、そして仙南地域に1か所、そうすると、残りの1か所は仙台圏域ということで、仙台市は全部入りますし、南の方は岩沼も入りますし、多賀城、塩竈も入りますし、大和、富谷も入ってしまうんですね、仙台圏域に。そこに、同じ1か所というのは、実際に仙台の方を担っている就業・生活支援センターからも、もう人員的にも、エリアも広いので、もうカバーしきれないっていう声が、寄せられております。

- なおかつ、厚生労働省の政策審議会の方では、何か障害者就業・生活支援センターの方に、もうちょっと支援の方を、いろいろと専門的にさせるとかのような話も出ているようなので、県内に万遍なくなのかもしれませんが、仙台市も含めて、1か所というのは本当にその就業・生活支援センターの方からも苦しい声が出てるところで、ぜひその声をですね、実際に聞いていただいて、何らかのその対応というか働きかけをお願いできればなと思います。
- 以上情報共有でした。

**(阿部会長)**

- 当事者からの声がありましたので、ご検討ください。
- 各圏域1か所で、特に仙台圏域は、どうも十分ではないのだということ。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- ご意見ありがとうございます。
- 障害者就業・生活支援センター、いわゆる「なかぼつセンター」と呼ばれる仕組みでございます。
- こちらは、宮城労働局さんと県障害福祉課で、両方から、業務委託をする形でこのセンター運営がされております。
- 国の指針でも、圏域ごとに1か所設けなさい、という成果目標がございますので、それに従って、県としては圏域別に整理をしているというところでございます。
- 実際、仙台圏域で、このセンター運営をしている、県社協になるのですが、私もお話を直接聞いておまして、今のお話というのは伺っております。
- あと、もう一方で、仙台市の方がこの「なかぼつセンター」の位置付けではないのですが、事実上一般就労に向けた支援ということで「はたらポート仙台」という、そういった機関も設けておりますので、その中で、何とかかんとかやってくるのかなというところでございます。
- 状況としては、そこを拡充していく必要性というのは、重々承知ではあるんですけど、やはり財源の話を挙げてですね、それは、労働局さんの方とも話をしながらということにもなると思いますし、重々問題意識としては持たせていただいた上で、よりよい形での就労支援のあり方を考えて参りたいというふうを考えて

おります。

**(阿部会長)**

- では、もうお一方、こちらで最後に。

**(相馬委員)**

- 発達支援ひろがりネットの相馬と申します。よろしくお願いいたします。
- 22ページの「いきいきと生活するために」というところで、第2節の3番目に「インクルーシブ教育の推進」とポンと打ち出されているんですけども、これ、どういうふうなイメージがあって、考えていらっしゃるのか、今の段階で教えていただければありがたいなと思います。
- これまでは、何か居住地の学校と一緒に推進する事業のようなものが該当するのかなって思ってきたんですけども、結構この推進事業っていうのは、私、前に学校に勤務していた経験があって、平成の19年、20年あたりも、これを実際に推進しているわけですね。
- それをこれからも、また、何年か続けていく、これだけでいいのかどうかっていう辺りがちょっと疑問に思ったりしたものですから、教えていただければありがたいなと。

**(阿部会長)**

- 事務局から、インクルーシブ教育のところに関わって、ご質問あったので、ご回答できればお願いいたします。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- はい、原案そのものを障害福祉課の方で作成していますので、障害福祉課の方で今回直した趣旨についてお話しすると、もともとこの「いきいきと生活するために」という中の第2節については、タイトル通りなのですが、多様なニーズに対応するきめ細やかな教育の充実という形で、教育に関する内容を盛り込む項目になっております。
- その中で、第3項目目として、共生社会の実現を目指した理解の促進ということで、捉え方としては教育に限らず、共生社会全般についての文言になっておりました。
- で、先ほど来ちょっと話に出てました国の計画の方の表現、というところを再度確認したところ、ここに該当する部分で、インクルーシブ教育という表現を使っておりましたので、ちょっと内容の吟味云々というところよりは、より国の方向性と表現を一致させたというところになっているところでございます。
- 内容的には、今後教育庁の方ともいろいろ議論をしながら、詰めて参りたいというふうに考えておりますので、今後の原案を作成した上で、またこちらの協議会にお諮りしたいと思いますので、その際にご説明をさせていただければなと考えております。

(阿部会長)

- よろしいですか。
- はい、樋口委員お願いいたします。

(樋口委員)

- 特別支援学校の代表で来ておりますので、学校教育の部分で1個、お話させていただきたいと思います。
- 今、共生社会の実現を目指した理解の促進というところは、本校含めて、学校教育目標にも、この共生社会の実現というようなものを取り入れている学校も多いところでは。
- やはり、まず、障害のことを本当に地域の方々に、やはり知ってもらう。そこから、とても大事だなと思っているところがあります。
- 今、先ほどもありましたが企業の方たちが学校に来て、子供たちの様子を見ていく、学校見学会というのを開いて、企業の方たちに見ていただく機会がありまして、本当にその時に、こういう生徒さん達ですかって、初めて分かりましたというような企業も大変多いです。
- やっぱそういうことを知っていただいて、実習し就職に結びつけていくということが大事だろうなと思っています。
- 今、私、聴覚支援学校におりますけれども、最初から聴覚障害の子は難しいから、コミュニケーション取れないから、っていうふうに言われてしまうんですが、実際にどんなふうに学校で、授業を受けている、作業している、ということを見ていただいて、なるほどっていうような、そうなんです、初めて聞きましたっていう、企業の方も大変多いです。
- ただ、聴覚に関して言えば、宮城県じゃなく、他県の方に就職先を求めていく生徒もまだいますので、なるべく自分の実家のある、県内に、就職が出来るようになっていくと良いなっていうところは思っているところです。
- 先ほど、居住地校との交流ということもありましたが、これもとても大切なところで、やはり地域の方たちに広く深く知ってもらうためには、やはりこれからも子供たち、小さいときからそういう障害という、そのところに触れて知ってもらう、そうやってこう、積み重ねていって大人になってもらうっていう、そこがとても大事ではないかなと。
- そういうことも、特別支援学校の役割ではないかなと思っているところです。
- 子供たちが自分の住んでいる、小学校や中学校に行き、そこで学んでくることがあるんですけども、その際に、教員が、その居住地の学校に行き、その障害のことを、そのクラスの健常の子供たちや、先生たちにもお話をし、ご理解をしていただくような授業とかもしてですね、それで子供たちも参加していくというようなこともあります。

- それから、特別支援学校がある地域においては、学校間交流っていうところで、学校同士ですね、交流を重ねているので、低学年から中学年、高学年、中学生になっていって、お互いに成長していく段階が見えるような形での交流、そうやって育っていった、地域の子供たちが大人になっていってといいますか、大学生になって、教育実習に来た学生が、小学校の時にそういう学校間交流をしていたので、そういう子供たちのこと、知っていますというようなことを言っていた学生さんもいましたので、やはり継続して交流を重ねていくことで、そういう子供が大人になっていく、そういう大人になっていってもらうということは大事じゃないかなと思っているところです。
- そういう視点からですね、個人的にはこの共生社会の実現を目指すという、その文言が、とても素晴らしいものじゃないかなと思ってるところがありましたので、インクルーシブ教育っていうの、大体皆さんにも、浸透はしてきているところなんですけど、その辺、少し気にしていただくと良いなと思っております。よろしく願いいたします。

**(阿部会長)**

- 相馬委員もインクルーシブ教育に変わったことで、或いは共生社会の実現ってのが変わったことで、実際、戸惑いを思われてるみたいなので、その辺のところへの配慮をぜひお願いしたいと思います。

**(相馬委員)**

- いいですか。ちょっとだけ違うかもしれないんですけど、インクルーシブ教育は野口先生にお話していただくといいのかもしれないんですけど、やっぱり障害のある方もない方も、一緒に生活を共にしてやっていくっていうのが基本ではないかなと。
- 例えば、先ほど教育庁と話をして、今後とも進めていく、そういうところで、宮城バージョンではないけれども、教育庁と福祉部局の方がね、一緒になった新しい形を打ち出していくっていうことが必要なんじゃないかなって思っていたんです。
- 森委員さんが仰ったように、やっぱりこういう会議の中での、障害のある方も一緒に入った施策であれば、また充実していく中身が違ってくるんじゃないかな。
- そういう考え方を基本に置いたインクルーシブ教育の推進であれば、すごくすばらしいものになるんじゃないかなっていう、これは相馬個人の考えです。

**(阿部会長)**

- はい、では、関連してということで、野口副会長から、ご発言いただきたいと思えます。

**(野口副会長)**

- はい、では私の方から手短に。現行といたしますか特殊教育体制から特別支援教

育体制に移りまして、しばらく経つわけですけれども、特別支援教育っていうのは何かというと、障害がある子供たちのための教育、ということだけではなくて、障害のない子供たちも含めた教育、それは何かというと、共生社会の実現の、基礎となる、基盤となるものなんだというところで考えられてきたものです。

- ですので、ここで多分、共生社会の実現というのが入ってるんだと思います。
- それに対してインクルーシブ教育っていうことですが、今インクルーシブ教育システムといいますと、連続性のある多様な学びの場を、用意する。
- その時々に応じて、最も適切な場で学ぶことができるような柔軟な仕組みを整えるというのが、インクルーシブ教育システムです。
- そのことを考えたときに、22ページの上の2つ、1・2を見ると、そのことがもうすでに書かれているようなところがあって、さらにそれに加えて、インクルーシブ教育の推進といった場合に、ここで何を書くのかというところがちょっと不明確にならないかなっていう、そういうちょっと心配があって、私もそういう視点から、ちょっと発言をしようかなと思っていたところだったので、そういうことも含めてご検討いただければと思います。
- あともう1点だけ。差別解消法に絡んだところで、事業所のところもすべて、努力義務ではなくて義務になる、ところがあるかと思います。
- それに関連して先ほどの報告の中で、リーフレットの配布ということがあったかと思いますが、それもととてもすばらしいことかなと思うんですけども、それが果たして費用対効果としてどれぐらいのものなのかなっていうのをちょっと気がかりなところで、事業主さんにきちんと知ってもらわなくちゃいけない部分と、あと全従業員にも、きちんと理解してもらわなくちゃいけないっていうところがあるというふうに思います。
- そうなった場合に、リーフレット、果たしてこれが、そういったことを実現することに繋がっていくのかという、そういったちょっと心配がございまして、例えば、オンデマンドで、従業員の方々が学べるような、それを例えば、各事業所で時間を設けてちょっと学んでもらえるようなことをやっていただくとか、事業主さんに対しては、また別のものを用意しておいて、きちんと見てくださいとかそういったこともできるような形の取り組みをしていくとか、そんな方向性があったもいいのかなというふうに考えたところでございます。
- 研修会っていうのを、設けていくというのも考えたんですけど、そちらよりはオンデマンドっていうのが今はいいかなというふうに思っておりましたものですから、そういうことをちょっと発言したいなと思っておったところでございます。
- 以上でございます。

(阿部会長)

○ 事務局の方で何かありますでしょうか。

**(事務局・大森参事兼課長)**

○ ご意見ありがとうございます。

○ 今回のインクルーシブ教育の推進という表現への修正について、一部懸念というところがあるのではないかというご指摘がございました。

○ 現状のプランの中身で実は共生社会の実現を目指した理解の促進というところが、具体的な内容が二項目入っていて、こちらの表現にはいずれもインクルーシブ教育システムの推進に当たってとか、推進するためということでの内容が掲載されています。

○ これはプラン本体の方に書いてあるところで、それで表現を修正しようかなというところではございましたが、野口副会長からのお話にあった通り、この上二つとの被り感とかですね、そういったところもあるかと思しますので、本日いただいた意見を踏まえて、この部分に関しては事務局の方で再検討させていただければなというふうに考えております。

○ あともう一つご意見をいただいた差別解消法について、条例と法律と、事業者に対するその啓発の仕方のところでございます。

○ リーフレットはリーフレットで、やはりそれはしっかり作ってお示ししたいなと。

○ ただそれが、従業員まで届くかとか、そういったところの課題はあるかなというふうに思っております。

○ オンラインの研修だったり、そういったものをどういう形で、その事業所内で実施していただくか、そういったところがですね、我々としても考えていかなければいけないところかなというふうに考えております。

○ 環境整備モデル補助金っていうのがあって、これは4分の3の補助で、ハード整備に対する助成なのですが、実はソフトの部分で、従業員向けの研修に要する、講師派遣だったり、そういった経費に対する助成制度を設けております。

○ 今年度の中でいうと、1事業所だけではあるのですが、そういった研修を利用したケースですとか、また必要な講師の派遣っていう意味では、県側の出前講座だったり、そういったところも活用できるかと思しますので、そういう仕組みがあるよと、オンラインも活用できるよというところをうまく組み合わせてですね、啓発が浸透するように取り組んでいければなというふうに考えております。

○ ありがとうございます。

**(阿部会長)**

○ はい、どうぞ、佐藤由紀子委員。

**(佐藤(由)委員)**

○ 私、教育について全然素人なんですが、インクルーシブ教育自体は今、条約の

関係でも、日本に強く求められているっていう状況の中で、何をそのインクルーシブ教育の推進の内実として挙げるかって問題はあるとは思いますが、これを、何かこの文言がなくなるということ自体は如何なものか。

- これが必要、今の社会にとって必要な目標なのですね。
- これについて検討はしないしてほしい、無くす方向で検討はしないほしい。

(阿部会長)

- 少し引き取らせていただけると、国レベルでの表記に合わせていかざるをえないという制約はあるようですが、今、佐藤由紀子委員、それから相馬委員、野口副会長のご発言にあったように、少なくとも、宮城県の障害者プランの現行計画では、第2節の3は「共生社会の実現を目指した理解の促進」という言い方をされていて、今度は「インクルーシブ教育の推進」と表記が変わって、今、お名前を挙げた2人の、或いは野口副会長から戸惑いというか、落ち着きの悪さ、それからあまり変えるべきでない、とかがあるので、その本文のところで、それらのことに対して、これを読まれる県民の方々とかが、同じような戸惑いなり、或いは落ち着きの悪さを感じられないような、本文中の、配慮をお願いしたいと思いません。
- そういうことでよろしいでしょうか。この箇所に関しては。
- 他には。はい。

(川村委員)

- 仙台スピーカーズビューローの川村でございます。
- 私は精神障害の当事者なんですけれども、ちょっと仙南の地域で、学校教育に携わる仕事をしているものですから、そういう者としては今のお話を大変興味深く聞いていたところでした。
- その中で、私がちょっと思ったところなんですけれども、県の差別解消条例の策定のときも、何度か申し上げたかと思うんですけれども、差別をされている、不当な扱いを受けているっていうのを声に出せない障害者がいるということ、それから、差別されているという意識が無いというか、そこが自覚することができないというのは、不当な扱いを受けているんだけどそれは私が悪いから、そういう扱いを受けているのは仕方がないことなんだみたいな捉え方をされていて、差別を受けているにも関わらず、その声を上げることができないっていう障害者がいるのと、あと私がその学校の現場ですごく思うのは、おそらく発達障害なり、何らかの障害があったりするんだろうけれども、そもそも医療にかかれなくて、検査を受けられない、様々なハードルがあってそれが出来ないっていう方がですね、診断がつかなくて、特別支援学級に入れなかったりですとか、あと不登校になってしまって、勉強が止まってしまおう、不登校でも学習が家で出来たりしていればまだいいんでしょうけれども、もう小学校低学年の段階で学習が止まってし

まうっていうお子さんは、結構いらっしゃるなと思っていて、何ていうんでしょう、今障害を抱えているんじゃないとか抱えてるお子さんが、勉強できる場っていうのが、私が行っている地域ですと、学校、普通学級か特別支援学級、それか心のケアハウスかっていうこの二、三択しかなくて、それはとても少ないよなって思うんですよね。

- そもそも家から出られない子供は、学習する機会がない、みたいな状況なんだなと思いました。
- なので声を上げられない子供とか、その家族もそうですし、障害者の人で、その差別を受けているんだけど、声を上げられない人達、その人達はすごく孤独とか孤立感を感じていると思うので、そういう声を上げられない県民に対して届くプランであって欲しいなと、今、皆さんの話を聞きながら思ったところです。
- 以上でございます。

**(阿部会長)**

- 見えないという意味では磯谷委員からご発言がありましたし、それから、差別を受けている状態が当たり前になっているということでは志村委員からご発言がありました。
- そういう方々へ光が当たるような障害計画になって欲しいと、特に、あと具体的には教育の場で、ということだったと思います。
- 教育の機会の保障、ということになろうかと思います。
- よろしくお願ひしたいと思います。
- それで、まだ審議いただく案件が残っているものですから、いずれにしても、今ご審議いただいた件は、本日の協議案件になっております。
- 骨子案を巡るところについては、様々なご意見を頂戴いたしました。
- それらを事務局の方で踏まえて、修正案を次回、この協議会に提出いただくということで、本日、一応協議案件として出された部分についてはお認めをいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。※異議なし
- なお、せっかく声を挙げたのに、あまり生かされていないというようなことありましたら、次回の本協議会で、再びご指摘をいただければと思います。
- 事務局の方も大変でしょうけど、また積極的に皆さんご提案いただきましたので、事務局の方でまとめるのに難しさとか、感じられた場合は、ご発言いただいた委員の皆さんに直接ご助言、アドバイスご指摘いただけるようにしてください。

**(午後4時、阿部会長が所用により退席、以降の進行を野口副会長が代行)**

**(野口副会長)**

- それでは、アンケートに関して、まずご説明をお願いいたします。

**④事務局説明**

**(事務局・大森参事兼課長)**



- それでは、資料の25ページをご覧ください。
- アンケート調査について説明をさせていただきます。
- 調査の位置付けといたしましては、プランの改定にあたって、障害のある方、その家族に対し、日常生活社会参加に関する実態、困りごとについて、調査を行って、県として取り組むべき支援等を、把握するために実施するものになっております。
- まず、前回実施したアンケートの概要でございますが、県内に居住する0歳から79歳までの障害者手帳所持者を対象として、無作為抽出をして、郵送及びインターネットで、19歳以上の障害者を対象としたものが37問、18歳以下の障害児を対象としたものは34問で、調査を平成29年1月から2月にかけて行ったところでございます。
- 発送・回収状況の通り、4,000の数の発送を行いまして、1,910の回答いただきました。
- 回収率は47.8%でございました。
- 26ページをご覧ください。
- アンケートの質問内容については、性別、年齢、手帳の種別、等級といった回答者の基本属性に始まりまして、所得の状況、医療福祉の利用状況、お住まい、日常生活の過ごし方といった生活実態に加えて、差別、障害者差別や相談相手、災害時の対応優先施策について、質問を行いました。
- 障害のある人の現況だけでなく困っていることとか、将来の希望についてもご回答いただく内容となっております。
- 27ページから29ページまでが前回の調査結果の概要を記載しております。
- 内容といたしましては、回答者の属性、最優先施策、最優先施策として県の重点施策として推進すべき課題を選択した方の分析、前回のプラン改定時に実施した調査計画との比較となっております。
- 30ページをご覧ください。
- 今回のプラン改定にあたって実施するアンケートの調査案について、別途、お配りしております、こちらのA3判の資料4-2、障害福祉に関するアンケート調査の調査項目とあわせてご説明をさせていただきます。
- 調査方法や期間、アンケート質問内容については、基本的には前回の内容を踏襲しつつ調査方法の手法などについて、一部変更を加えているところでございます。
- まず調査方法の変更については大きく2点ございます。
- 一つ目は、回答についての変更となります。
- 前回調査では調査票を郵送で配布し、郵送での返信またはインターネット回答をお願いしておりました。

- 今回の調査では、調査効率化の観点から、インターネットでの回答を基本とし、紙媒体による調査票の送付は行わず、ご協力のお願いとして、実施のお知らせを郵送し、そのお知らせに掲載しております二次元コードを読み取っていただいた上で、スマートフォンやパソコンから回答をお願いすることとしたいと考えております。
- ただ、なかなかインターネット回答が難しい方もおられると思いますので、ご希望があれば、別途、紙媒体の調査票を郵送することを想定しております。
- 二つ目の変更は、発送についての変更ということで、前回、発送数4,000でございましたが、今回は、その倍の8,000としております。
- これはやはり調査票を、郵送ではなく、インターネットで入力いただくということになりますので、回答いただく数を想定して、発送数を倍にするということでございます。
- 調査対象者抽出方法等については前回からの変更はございません。
- 横の資料の方の32ページをご覧ください。
- 発送サンプルについて前回の調査、内訳を上段、今回の調査を下段に記載しております。
- 手帳の種別等級を縦軸、居住地、年齢階層を横軸とした表としておりまして、令和4年度の数字は単純に平成28年度、前回の倍の数としております。
- 続いて33ページの方でアンケートの質問内容でございます。
- 基本的な調査項目は変わりませんが、回答内容を分析できるように、障害者手帳の種別について、新規の項目を加えております。
- 例えば障害、身体障害者手帳を所持していることを選択された方には、さらにその障害分類ですね、視覚とか聴覚、肢体、内部障害を選択いただくことで、分類に応じたニーズ把握を行いたい、というふうに考えているというところでございます。
- 他の質問項目自体は変わりがございませんので、手帳の種別のあとの細かい区分について、質問項目を加えたというところが変更点となっております。
- A3判の資料の方の細かい説明をする時間がございませんが、後程ご覧いただければなというふうに考えております。
- アンケート調査の説明については以上となります。

(野口副会長)

- はい、ありがとうございました。
- ただいまご説明いただきました、このアンケートにつきまして、ご質問等ございますでしょうか。
- はい、お願いいたします。

## ⑤質疑応答

**(川村委員)**

- 仙台スピーカーズビューローの川村でございます。
- 質問なんですけれどもこのA3の大きい紙のですね、右の方に、質問項目っていうところがあると思うんですけども、ここ見ていくと、特に項目のところを見ていくと、漢字とひらがなで表記されているところと、ひらがなだけで表記されているところがあるんですけども、これ実際にお送りしてる質問にも、この漢字とひらがなが混ざっているものと、ひらがなだけのものっていうのを、併せて表記してる形でしょうか。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- ここ少し補足を、あらかじめ説明すればよかったのですが、A3資料の右側のまず話をすると右側が障害者に対する質問項目になっていまして、その右側の中の、左側が前回調査票に書いてある質問項目。
- 右側の右側が今回の調査項目というふうになっていまして、基本的に内容は同じなのですが、先ほどお話しました通り、平成28年度は、紙で印刷したものを調査票としてお送りしているので、漢字については上にルビを振っている形になっております。
- 今回は、電子申請システムっていうシステムで質問項目を入れる必要がある関係で、ちょっとルビが振れないんですね。
- 従ってその漢字でひと通り文章を書いた後に、括弧書きで全部ひらがな表記をしてっていうことで、内容的には何ら変わらなくて、仕組み上どうしてもそういう表記をせざるをえないというところになっております。

**(川村委員)**

- どうもありがとうございました。仕組み上であれば、それはちょっとなかなか変えられないかなと思ったんですけども、ルビはともかくとして、ひらがなだけ羅列されたところで、何か例えば知的障害のある方とかは、わかるのかなと思って、例えばその該当とか等級とかってひらがなで書かれても、理解できるものかと思ひまして、というよりはもうちょっとわかりやすい表現で、下に記載するとかの方が分かるんじゃないかなとちょっと思ったところだったんですけども。
- でもシステム上のことであれば仕方がないのかなと思ひました。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- ありがとうございます。
- 多分そこは言葉遣いというかですね、まさに合理的配慮の世界かと思ひますので、ちょっとその辺の注釈というかですね、説明の追加だったりというところで、ちょっとどこまでできるかではありますけれども検討して参りたいと思ひます。
- ご指摘ありがとうございます。

**(野口副会長)**

- はい、ありがとうございました。
- システム上の、不備ですかね、きちっと直していただかないといけないですね。
- 漢字の後に括弧つきで読み仮名を振るというのもあるかもしれないですけども、こちらの方が、まだ分かりやすいかもしれないですね。
- 他に、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- すいません1点だけ追加でいうと、こちらのA3の資料でいうと、1枚おめくりいただいた、2枚目のところが各手帳のより細かい内訳をご記入いただきたいというところになりますので、ここにある意味、新規項目ということになります。
- 2枚目の右側のところにある一番上の(イ)であれば、身体の手帳をお持ちの方は、分類を教えてくださいということで、1番から6番までという形になっていますし、療育手帳の場合は、A・Bという形になっております。
- あと精神障害者保健福祉手帳に関しましては、その内容という形で、(オ)のところ、1番から6番というところで、ご回答いただけないかなというふうに考えているところがございます。
- 変更点というのは、ここだけになります。
- ここの分類だったり、聞き方について、もしご意見があればぜひ、ご意見ご助言いただければと思います。

**(野口副会長)**

- はい、ありがとうございます。
- 手帳の種類といいますか、この内容につきまして新たに加えたということがございますけれども、この点につきましても、何か、ご意見等ございましたら、お願いできればと思います。
- では、森委員お願いいたします。

**(森委員)**

- これ平成28年度との比較っていうのはある程度する予定なのかもしれませんが、年齢がですね79で切つてあるというのは、私の周りに80代が結構おりますね。
- 何かそういう違和感があるから、いや、むしろ年齢が高くて、1級・2級の方っていうのは高齢者の脳梗塞とかそういう感じ多いんですけど、私個人的にもうちちょっと若い人向けのアンケート、65で切るならいいんですが、79というのは何か根拠があるのかなとちょっと思ったのでちょっと質問をさせていただきます。
- 前회가そうだったからっていえばそれまでなんですが、これからのことを考え

ると、もし、どこかで切るなら65ぐらい、かな、60でもちょっと、まあ65ぐらい。

- もうちょっと若い人に集中して、アンケートするのもどうなのかな。
- ただ前回、平成28年度と比較をどうしてもしたいのであれば、そうなるんでしょけど、その辺の考え方、79で切る、なにか、定義が特にあるのとかですね。

**(事務局・大森参事兼課長)**

- 何か確たる根拠を、私も把握しているわけではないんですが、おそらく、より高齢になると、なかなかご回答ということ自体も難しくなってくるんじゃないかという、そういうことで、80というラインを引いたのかなと思います。
- 80、でなければいけないということは正直なくて、これが85までとか、要は、65歳以上のところで、ランダムに、抽出するというだけでもそこはいいかなと思っています。
- ただ、おそらく実務上でいうと、例えば100歳近い方が入ってきたとき、そこでご回答いただける可能性は低いので、実務的なところを言うと、高齢の中でも、比較的、そこまで高齢ではない方を想定して、79という区切りをしたのではないかなと思っています。
- あとは全体的に、やはりこの年齢のバランスっていうところで抽出していきたいと思っていますので、一定数はやはり高齢の方もですね、アンケートにご協力いただければなというふうに考えております。

**(森委員)**

- であれば、65歳以上で、実際やる方は、ちょっと若い人に集中するとかね、80代90代人元気ですから。
- 結構、80代とかそれは年々差別ですよってはっきり言われることがあるんですよ。そうだねと。
- というので、65以上であればね、その中になんかこう、若い人に配慮が必要かなと思いました。

**(野口副会長)**

- では、ご検討いただければと思います。
- はい、お願いいたします。

**(志村委員)**

- すいません、ちょっと目についちゃったものですから今の同じところで、精神障害者の手帳の中の項目で、中毒精神病ってあるんですけど、これ中毒性精神病じゃないのかな、正しくは、表記が違ってるかなという。
- 括弧が「しゅうどくせい」になってるのがちょっと気になります。
- 今の1枚めくったところの、精神障害者の手帳のところの詳しく聞くという

ころで前回そのままなくて、ちょっと気がつかなかったんですけど、統合失調症の次のところが中毒精神病ってなっているんですけど、中毒性精神病の間違いかな。

○ よろしくをお願いします。

**(事務局・大森参事兼課長)**

○ ご指摘ありがとうございます。

○ しっかり確認して、正しい表記させていただきます。

○ ありがとうございます。

**(野口副会長)**

○ はい、ありがとうございます。

○ はい、お願いいたします。

**(磯谷委員)**

○ 今の話題になっています中毒精神病ですけど、これは依存症と書きたかったのではないのですか。

**(志村委員)**

○ それが含まれる。

○ 依存症という病名病名はないので、病名としては、その中毒性精神病の中に、依存症の人たちも含まれてくる。

○ 精神医学的な分類だとそうなるっていう。

**(磯谷委員)**

○ 昔はアルコール中毒と言いましたけど今は言いませんね。

○ アルコール依存症になって、はい。

**(野口副会長)**

○ 確認していただいて、正確な表記でお願いいたします。

○ それではアンケートの細かい部分に関してはまた、お気づきの点があれば、ご連絡いただくという形でもよろしいでしょうか。

○ はい、それではアンケートにつきまして、他に特になければ、次に移りたいと思いますけれども、次は、今後のスケジュールについてでございます。

○ 事務局から説明をお願いできればと思います。

**⑥事務局説明**

**(事務局・大森参事兼課長)**

○ それではこの資料4の一番最後のページになります。

○ 34ページになりますが、今後のスケジュールについてご説明をいたします。

○ 上段の方に、前回、平成28年度から29年度にかけてのスケジュールを、今回のスケジュールを下段の方に書かせていただいております。

○ 下段の方を、今回、この11月2日に骨子案の審議をまさに本日行っていた

いております。

- あわせて、アンケート調査項目のご審議をいただいているということになっております。
- 基本的には前回と同じようなスケジュール感を想定しておりますが、すでにご案内しております通り次回の協議会となる1月25日には、先ほどの項目でいう重点施策について、素案をご提示し、ご審議をいただく予定にしております。
- 大体そのタイミングで、本日もご審議いただいた調査を、1月から2月にかけて実施することになります。
- 年度が明けまして6月には、まだお示ししていない各論についての素案も含めて、ご提示してご審議をいただく予定にしております。
- その際には、アンケート調査結果についてもご報告出来るだろうと予定しております。
- そのあとに、7月から9月にかけて、障害福祉関係団体に対してご説明をして意見交換だったりご意見をいただきたいなというふうに考えております。
- その説明後に、10月の段階で、中間案のご審議をいただくと。
- 12月から1月にかけてパブリックコメントを行って、2月に最終案の審議をして、3月に計画策定、という流れで考えているところでございます。
- スケジュールについては以上でございます。

**(野口副会長)**

- はい、ありがとうございました。
- ただいまのご説明によりますと、このみやぎ障害者プランの改定に向けて、今年度から来年度にかけて、計5回、協議会で審議をすることとしているということでございます。
- 次回は1月25日、すでにご案内かと思えますけれども、その1月25日に、重点施策に関する素案の審議を予定しているということでございます。
- ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
- よろしいですか。※特になし
- はい、それでは、このスケジュールで進んでいくということでご了承いただいたということにしたいと思います。
- これで報告事項審議の議事の一切を終了いたします。
- 皆様には時間、少々オーバーしてしまいましたけれども、たくさんのご質問・ご意見をお出しいただきまして大変感謝しております。
- ありがとうございました。
- それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**(4) 閉会**

(事務局・澤口総括課長補佐)

- 阿部会長、野口副会長、議事進行、大変ありがとうございました。
- 次第の4、その他に移らせていただきます。
- 宮城県障害者施策推進協議会の委員の改選につきまして、お手元に配付している委員名簿の上の方にも、記載させていただいているところがございますけれども、今年の12月18日をもって委員全員の皆様の任期が満了いたしまして、新たに委員の委嘱を行う必要がございます。
- 障害者施策推進協議会条例の規定では、第2条第1項におきまして、協議会の委員は20名以内で組織することとされ、同じく第2項では、委員は知事が任命するということになっております。
- 県職員である委員を除きまして、基本的には、皆様方に再任いただきたいというふうに考えておりますけれども、人事異動のご事情がございましたら、別途、ご連絡をいただければと思います。
- なお、実際の委員の委嘱に当たりましての事務手続きといたしましては、委員ご所属の団体等に対しまして、県から推薦依頼を申し上げまして、当該団体からご推薦いただいた方を任命させていただく流れとなっております。
- ここで一つお願いとなりますけれども、最後にお付けしておりました資料、参考資料になります。
- 審議会等への女性委員への登用推進要綱の第3のところをご覧ください。
- 第3のところでの目標というところがございます。
- こちら記載の通り、この協議会を含みます、県の審議会等につきましては、女性委員の比率を令和7年度末までに45%以上とするように努めることとされております。
- この協議会に当てはめると、9名以上を女性委員とするように努める、ということになります。
- つきましては、役職にかかわらず、女性委員のご推薦登用にご協力いただきますようお願いを申し上げます。
- なお、ただいま説明いたしました委員の改選、女性委員の登用につきましては、後日改めまして、事務局からご相談をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 最後に、皆様から何かご案内ご連絡等ございますでしょうか。
- よろしいでしょうか。※特になし
- それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 会場の委員の皆様、それからオンライン参加の登米様、本日は長時間のご審議、誠にありがとうございました。